

水道工事共通仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、涌谷町が発注する上水道配管工事に関して適用する。
- 2 工事施工においては、本仕様書、工事請負契約書及び設計図書に基づいて、安全または環境に配慮し、工事目的物の品質を確保すること。
- 3 本仕様書は、共通仕様書であり、設計図書及び特記仕様書に記載された事項については、この仕様書に優先するものとし、これらに記載されていない事項については監督員の指示に従うこと。

(配置技術者の資格要件)

- 1 工事施工にあたり、次のとおり有資格者を従事させること。
 - (1) ダクティル鑄鉄管布設工事
社)日本水道協会の配水管技能者登録証(耐震継手)を有する者。
 - (2) 水道配水用ポリエチレン管布設工事
配水用ポリエチレンパイプシステム協会(以下「PTK」という。)主催の、水道配水用ポリエチレン管施工講習会の受講証を有する者。

(使用材料)

- 1 工事に使用する材料は設計図書に記載されたとおりとし、監督員が指定するものを除き、受注者が調達するものとする。
- 2 使用材料の指定するもの以外は、日本水道協会規格(以下「JWWA」という。)、日本工業規格(以下「JIS」という。)、PTK 認証品とする。
- 3 上記以外の二次製品及び工場製作品については、製作仕様書を提出し監督員の承諾を得たうえで制作を開始し、製作過程については写真において監督員の確認を得ること。
- 4 使用するすべての材料は、着手前に「使用材料承諾願」を提出し、監督員の検査を受けなければならない。
- 5 材料検査に合格したものであっても、使用時に損傷、変質した材料は、新品と取り替え再び検査を受けるものとする。

(安全管理)

- 1 受注者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- 2 受注者は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通整理員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。

(交通保安対策)

- 1 工事の着手に先立ち所轄警察署に道路使用許可の申請を行い、沿道の住民の意向を配慮し、安全対策及び生活道路の確保等について十分協議を行うものとし、申請及び許可証の写しを提出すること。
- 2 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進行に合わせ、直ちに仮復旧を行い、遅滞なく一般交通に開放すること。
- 3 歩道及び横断歩道の全部を使用して工事する場合は、他に歩行者が安全に通行できる部分を確保し、必要な安全設備を施したうえで交通整理員を配置して歩行者の安全に努めること。

(工事施工)

1 一般事項

(1) 地上工作物、地下埋設物

工事箇所中存在する地上工作物、地下埋設物（以下「障害物件」という。）については、事前調査を行うとともに位置、構造、種別について熟知し、作業員に至るまで障害物件の全容、取扱い、措置方法等について周知徹底を図り、事故防止に努めること。

また、工事に支障となる障害物件を発見した場合は、速やかに監督員へ報告のうえ指示を受けること。

(2) 用地境界杭等

既存の用地境界等は原則として撤去しないこと。

ただし、工事施工上やむを得ず一時撤去する場合は、事前に関係者の了解を得るとともに、オフセット図並びに写真等で現状を確認しておき、その復旧については関係者の立会いのもとに原状回復するものとする。

(3) 地域住民への説明

受注者は、工事の着手に先立ち、監督員と協議のうえ、地域住民に対して

工事の施工についての説明を通知文等で行い、十分な協力を得られるように努めなければならない。

(4) 道路の保守

受注者は、残土運搬その他によって、道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても請負者の負担で適切な補修を行うこと。

(5) 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工をはかること。

2 管路掘削

(1) 掘削に当たっては、あらかじめ保安設備、覆工、残土処理等につき必要な準備を整えたうえで着手すること。

(2) 掘削は開削期間を極力短縮するため、その方法、位置を十分検討して行うこと。

(3) 機械掘削を行う場合は、施工区間全般にわたり地上及び地下の施設に十分注意して行うこと。

(4) 床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は、床付面より 10 cm 以上取り除き、砂等に置き換えること。

3 管布設工事

(1) ダクタイル鋳鉄管の保管及び施工にあたっては、ダクタイル鋳鉄管布設施工マニュアル等に基づき行うこと。

(2) 水道配水用ポリエチレン管の保管及び施工にあたっては、水道配水用ポリエチレン管施工マニュアル等に基づき行うこと。

(3) 本工事のすべての継手ごとにチェックシートを作成、写真管理を行い、工事完成後に提出すること。

(4) 融着接合がある場合、その 1 箇所以上で融着及び冷却時間等について、監督員の確認を受けること。

(5) 管の据付に先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他欠陥がないことを確認すること。

(6) 新設管と既設埋設物との離れは 30 cm 以上とする。ただし、所定の間隔が保持できないときは、監督員と協議すること。

- (7) 一日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう蓋等で管端部をふさぎ、管内には綿布、工具類等を置き忘れないよう十分注意すること。

4 水圧試験

- (1) 配管工事完了後、継手等の水密性を確認するため、管内に水を充水し、所定の圧力を保持するため水圧試験を監督員立会いのうえ実施するものとする。
- (2) 水圧試験は、自記録水圧計を用いて試験圧力を 0.98MPa とし、3 時間保持するものとする。
- (3) サドル付分水栓を使用した給水管の分岐については、サドル付分水栓取付後、試験圧力を 0.98MPa とし、3 分間保持するものとし、分岐箇所すべてにおいて写真管理すること。

5 既設管との連絡

- (1) 既設管の位置、深さ等については、既存弁筐及び竣工図等をもとに想定しているが、着工前の測量時で十分調査し、状況を確認したうえで施工すること。
- (2) 既設管との連絡工事に伴い断水が必要となる場合は、事前に監督員と協議し、区域住民等に周知すること。

6 管路掘削

- (1) 埋戻しに使用する砂は、施工前に生産地、粒度分析の結果等を監督員に提出し、承諾を得ること。
- (2) 埋戻しのときに、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないように注意すること。
- (3) 埋戻しは、片埋めにならないように注意しながら、厚さ 30 cm 以下に敷き均し、現地盤と同程度以上の密度となるように締固めを行うこと。

7 路盤工

- (1) 使用する路盤材は再生クラッシュラン（RC-40）を標準とし、使用前に試料及び試験結果を監督員に提出すること。
- (2) 路盤は、所定の締固め度が得られるまで十分転圧し、路盤面は規定の高さに平たんに仕上げること。
- (3) 路盤の締固め後の一層の仕上がり厚は 20 cm 以下とすること。
- (4) 締固め機械は、その通過軌跡を十分に重ね合わせるものとし、仕上げ面に浮石や結合材の過不足の箇所がないようにすること。

(5) 路盤各層の仕上げが完了したときは、厚さの測定を行い、必要に応じ密度試験を行うこと。

8 アスファルト舗装

(1) 受注者は、アスファルトの品質証明書を施工前に監督員に提出し、承諾を得ること。

(2) 舗設に先立ち、下層路盤の表面を入念に清掃して、湿っている場合は乾燥させ、破損個所があれば補修すること。

(3) 混合物の敷きならし厚さは、締固め後の厚さが所定の値になるよう調整すること。

(4) 敷きならした時の混合物の温度は、110℃以上とすること。

(5) 施工継目は、十分締固めて密着させ、平たんに仕上げること。

(6) 締固めには、掘削幅に適合するなど施工条件に合った機種のパローラを使用し、縁部等パローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分締固めること。

(完成図書)

完成図書は宮城県土木共通仕様書に記載されているもの以外に、以下の完成図書を作成し提出すること。

1 竣工図 (A3+データ)

竣工図は、データ、平面図 (縮尺: 任意)、管割図 (縮尺: 任意) とし、配管ルート、埋設深さ、消火栓・空気弁、仕切弁、排泥弁、給水管のルートを明確にすること。電子データの形式は PDF とし、CD-R に保存の上、提出すること。

2 給水装置完成図

給水装置の分岐がある工事において、配水管分岐部から、既設給水装置接続部まで明確にするものとし、分岐部については、建物や道路構造物からのオフセットを明記すること。